




# 流産・死産等をされた方へのご案内

妊婦のための支援給付金は、流産・死産等をされた方も対象になります。



## 対象となる方

妊娠されていた方で令和7年4月1日以降に流産・死産・人工妊娠中絶をされた方




## 1回目を受給されたあとに流産・死産等をされた方

【支給額】 妊娠していた子どもの人数×5万円

【持ち物】 母子手帳、自分名義の振込口座のわかる書類（1回目と変更がある場合）

【申請方法】 いきいき健康課窓口へ行き、2回目の請求書を記入する



## 妊娠届出の前に流産・死産等をされた方

【支給額】 5万円 + 妊娠していた子どもの人数×5万円

【持ち物】 次のものを持参し、いきいき健康課窓口へ行く

- ・医師が胎児心拍を確認したことが証明できる診断書
- ・振込口座のわかる書類（クレジットカードや通帳等）

【申請方法】 いきいき健康課窓口へ行き、1回目と2回目の請求書を記入する



## 支給方法

申請書類等を確認し、書類に不備等がなければ、申請日の翌月末までに指定の口座にお振込みします。



### 【お問い合わせ先】

安来市いきいき健康課保健予防係（電話0854-23-3227）  
（安来市広瀬町広瀬 1930-1 安来市健康福祉センター1階）